

平成 28 年度事務事業評価表(一般事業・継続)

No. 271

事務事業名	児童手当支給事業
-------	----------

作成日	平成 28 年 9 月 30 日		
部局名	こども未来部		
課名	こども政策課		
課長名	田下 陽一	内線	170
担当者名	三岳 和裕	内線	170

基本目標		人を育むまち
政策	010103	子育てしやすいまちづくり
施策		子育てを支える環境の充実
関連施策		

会計	一般会計		
款	3	民生費	
項	2	児童福祉費	
目	2	児童手当費	
事業コード	020100	児童手当給付費	

事業類型	1	ソフト事業(義務)
個別計画		
重点事業		

【PLAN(計画)】

対象(者) 誰(何)に対して事業を行うか	15歳到達後の最初の3月31日までの児童(中学校修了前の児童)を養育している者		
意図 対象をどのような状態にしたいか	児童手当の支給により、家庭等における生活を安定させ、次代の社会を担う児童の健やかな成長に寄与する。		
事業概要 意図を達成するために実施することは何か	3歳未満及び3歳以上小学校修了前の第3子以降の児童1人につき月額15,000円を、3歳以上小学校修了前の第1子・第2子及び小学校修了後中学校修了前の児童1人につき月額10,000円を支給する。 所得制限限度額以上の場合は、児童1人につき一律月額5,000円を支給する。		
事業期間	平成 24 年度 ~ 平成 年度	実施方法	補助
根拠法令、要綱等	児童手当法		
国・県補助事業に係る本市単独施策	無		

【DO(実施)】

指標名(上段:名称/下段:算定式等)		単位	25年度	26年度	27年度	28年度	備考
活動指標	① 児童手当申請者数(新規)	計画値	1,746	1,782	1,809	1,745	
		実績値	1,782	1,809	1,745		
	新規認定・額改定・却下審査分	達成度	102.1%	101.5%	96.5%		
		計画値					
成果指標	① 児童手当受給者数	計画値	6,465	6,444	6,682	6,698	
		実績値	6,715	6,682	6,698		
	厚生労働省報告分(2月末現在受給者数)	達成度	103.9%	103.7%	100.2%		
	② 児童手当支給対象児童数	計画値	11,296	11,215	11,800	11,791	
実績値		11,872	11,800	11,791			
	厚生労働省報告分(2月末現在支給対象児童数)	達成度	105.1%	105.2%	99.9%		

年 度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体計画
① 事業費(千円)	1,554,625	1,554,232	1,553,761	1,561,576	1,554,117	1,554,117	1,554,117	0
国庫支出金	1,084,138	1,080,522	1,080,245	1,085,156	1,081,258	1,081,258	1,081,258	
県支出金	235,243	234,715	234,610	235,641	234,268	234,268	234,268	
地方債								
その他								
一般財源	235,244	238,995	238,906	240,779	238,591	238,591	238,591	
② 人件費(千円)	4,635	5,330	3,906	3,902	事業内容	事業内容	事業内容	備考
職員人数(人)	0.52	0.70	0.30	0.30				
時間外勤務(時間)	205	20	155	120				
嘱託等人数(人)	0.05	0.00	0.80	0.80				
フルコスト(①+②千円)	1,559,260	1,559,562	1,557,667	1,565,478				

※財源内訳中の「その他」には、保険料・寄付金・基金・利用料等の収入を記入しています。

【CHECK(評価)】

事業の進捗状況 昨年度の評価から、どのような取組をしましたか(昨年度の【ACTION】の改善・改革の進捗等)	児童手当法に基づき、適正な支給事務に努めている。
事業が抱える問題・課題等	

妥当性	【必要性】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【市の関与】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
有効性	【事業成果】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
	【施策貢献度】	高い	やや高い	やや低い	低い	該当なし	
効率性	【コスト】	削減の余地なし		削減の余地あり		該当なし	
	・法令に基づき支給事務を適正に行っており削減の余地はない。						
効率性	【負担割合】	見直しの余地なし		見直しの余地あり		該当なし	
	・法令に基づき給付費は負担額が定められており見直しの余地はない。						

※事業類型が1～3に該当する事業については妥当性及び有効性の評価は記入しておりません。

【ACTION(改善・改革)】

<input checked="" type="checkbox"/> 今後の方向性	<input type="checkbox"/> 現状維持	
--	-------------------------------	--

内容 今後の方向性のもとで、どのような取組をするか(課題や問題点等に対する取組など)	児童手当法に基づき支給を行っており、今後も引き続き適正な支給に努める。
効果 事業の改善・改革によって期待される効果は何か	

1次評価	今後の方向性	担当者意見のとおり		2次評価	対象外	今後の方向性
	終期設定				終期設定	
	意見等				内容	

※1次評価は事業担当課長等、2次評価は2次評価委員会によって行われます。